

和歌山県消費生活条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
○和歌山県消費生活条例 平成8年12月24日 条例第47号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 消費者の権利の確立 第1節 安全の確保（<u>第6条—第7条</u>） 第2章第2節以下 略 第1条～第5条 略 第2章 消費者の権利の確立 第1節 安全の確保 （危害防止の措置） 第6条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、他の法令に定める措置をとる場合を除き、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の製造、加工及び供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告する<u>ものとする</u>。 2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項の規定の適用については、当該商品等は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であると推定するものとする。 3 知事は、第1項の規定による指導又は勧告をしたときは、必要に応じ、県	○和歌山県消費生活条例 平成8年12月24日 条例第47号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 消費者の権利の確立 第1節 安全の確保（<u>第6条・第7条</u>） 第2章第2節以下 略 第1条～第5条 略 第2章 消費者の権利の確立 第1節 安全の確保 （危害防止の措置） 第6条 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、他の法令に定める措置をとる場合を除き、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の製造、加工及び供給の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告する<u>ことができる</u>。 2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼさず、又は及ぼすおそれがないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項の規定の適用については、当該商品等は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある商品等であると推定するものとする。 3 知事は、第1項の規定による指導又は勧告をしたときは、必要に応じ、県

民に対し、事業者の供給する商品等により受けた危害の状況及び指導又は勧告の内容の概要に係る情報を提供するものとする。

(緊急危害防止の措置)

第6条の2 知事は、事業者の供給する商品等が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、他の法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに、当該商品等の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地その他必要な情報を県民に提供するものとする。

第7条～第17条 略

第3節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者に対し、契約（契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (4) 消費者に対し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消し等を妨げ、又は解除、取消し等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

民に対し、規則で定めるところにより、
_____情報を提供するものとする。

第7条～第17条 略

第3節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (2) 消費者に対し、著しく不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為
- (3) 消費者に対し、契約（契約の成立について、当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- (4) 消費者に対し、消費者の正当な根拠に基づく契約の解除、取消し等を妨げ、又は解除、取消し等によって生ずる債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

(5) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的に商品等を供給する者からの商品等の購入等を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することを知り、又は知り得たにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で、与信契約等に基づく債務の履行を強要し、若しくは債務の履行をさせる行為

- 2 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為を改善するよう指導し、又は勧告するものとする。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているか否かを判断するため必要があるとき、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項の規定の適用については、当該取引行為は、不当な取引行為であると推定するものとする。

4 知事は、不当な取引行為による消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要があるとき、速やかに当該行為の内容その他必要な情報を県民に提供するものとする。

5 知事は、前項の場合において、事業者の氏名又は名称を含む情報の提供をしようとするときは、当該事業者にあらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があるとき、この限りでない。

6 知事は、不当な取引行為を規則で定めようとするときは、和歌山県消費生活審議会の意見を聴くものとする。不当な取引行為を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 節 情報の提供の推進

- 2 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為を改善するよう指導し、又は勧告するものとする。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているか否かを判断するため必要があるとき、当該事業者に対し、期間を定めて、当該取引行為が不当な取引行為でないことの合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第1項の規定の適用については、当該取引行為は、不当な取引行為であると推定するものとする。

4 知事は、不当な取引行為を規則で定めようとするときは、和歌山県消費生活審議会の意見を聴くものとする。不当な取引行為を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第4 節 情報の提供の推進

(情報の提供)

第18条の2 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図り、消費者被害の発生及び拡大を防止するため、消費生活に関する情報を収集し、県民に必要な情報を提供するものとする。

第18条の3～第37条 略

第8章 調査及び公表

第38条 略

(公表)

第39条 知事は、事業者が、正当な理由なく、第6条第1項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項又は第21条第2項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る事業者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

第40条～第42条 略

(情報の提供)

第18条の2 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図り、消費者被害の発生及び拡大を防止するため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第18条の3～第37条 略

第8章 調査及び公表

第38条 略

(公表)

第39条 知事は、事業者が、正当な理由なく、第6条第1項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第2項又は第21条第2項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る事業者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第40条～第42条 略